

資料

第2次長崎市男女共同参画計画後期行動計画について（諮問）

長人共第 45 号
平成 27 年 11 月 25 日

長崎市男女共同参画審議会
会長 伊東 昌子 様

長崎市長 田上 富久
(市民生活部人権男女共同参画室)

第2次長崎市男女共同参画計画後期行動計画について（諮問）

本市の男女共同参画を総合的に推進するため、別紙「第2次長崎市男女共同参画計画後期行動計画（案）」について、貴審議会の意見を求めます。

第2次長崎市男女共同参画計画後期行動計画について（答申）

平成 28 年 1 月 6 日

長崎市長 田上 富久 様

長崎市男女共同参画審議会
会長 伊東 昌子

第2次長崎市男女共同参画計画後期行動計画について（答申）

平成 27 年 11 月 25 日付長人共第 45 号により諮問を受けた第 2 次長崎市男女共同参画計画後期行動計画案について、当審議会は慎重に審議を行った結果、おおむねその内容を妥当と認め、本案をもって推進されますようここに答申いたします。

なお、次の点について十分留意することを要望いたします。

- 1 男女の固定的な性別役割分担意識により、家事労働などに対する男性の理解不足が未だに見受けられるため、男性への意識啓発を強化するとともに、男女共同参画の継続的な啓発を推進してもらいたい。
- 2 子育て中の女性に対する就労支援として、多様な働き方ができるような労働環境の整備や情報提供を行うとともに、子育て支援を充実してもらいたい。
- 3 あらゆる分野において、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、女性の活躍を支援してもらいたい。
- 4 特に女性に対する暴力が多く存在していることから、女性への暴力防止を推進してもらいたい。

平成 27 年度長崎市男女共同参画審議会開催状況

回	開催日	主 な 内 容
第 1 回	平成 27 年 7月 30 日	第 2 次長崎市男女共同参画計画前期行動計画（平成 23 年度から平成 26 年度まで）の進捗状況について 第 2 次長崎市男女共同参画計画後期行動計画の策定について
	(パブリック・コメント制度による意見募集)	(実施時期：平成 27 年 9 月 10 日～平成 27 年 10 月 9 日)
第 2 回	平成 27 年 11月 25 日	第 2 次長崎市男女共同参画計画後期行動計画について(諮詢) パブリック・コメント募集の結果について 第 2 次長崎市男女共同参画計画後期行動計画(案)について
/	平成 28 年 1月 6 日	第 2 次長崎市男女共同参画計画後期行動計画について(答申)

長崎市男女共同参画審議会委員名簿

任期：平成 26 年 12 月 1 日～平成 28 年 11 月 30 日

氏 名	備 考
一瀬 究	長崎西彼農業協同組合(平成 27 年 9 月 17 日から)
伊東 昌子 (会長)	長崎大学病院メディカル・ワークライフバランスセンター
伊東 讓二	長崎県弁護士会
悦 晴美	NPO 法人DV防止ながさき
大島 信裕 (副会長)	株式会社長崎新聞社
大田 光敏	長崎商工会議所
帶田 真由美	長崎公共職業安定所(平成 27 年 5 月 1 日から)
佐木 杏子	農事組合法人きんかい味彩市
長沼 邦子	ながさき女性・団体ネットワーク
溝田 久子	長崎市子育て支援ネットワーク連絡会
森下 秀男	長崎市中学校校長会
芳川 孝太郎	連合長崎・長崎地域協議会
吉光 正絵	長崎県立大学

(委員数 13 人、50 音順)

川元 真紀子	長崎公共職業安定所(平成 27 年 4 月 30 日まで)
濱口 理	長崎西彼農業協同組合(平成 27 年 9 月 16 日まで)

長崎市男女共同参画推進条例

平成14年9月25日
条例第31号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第7条—第17条)

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限(第18条・第19条)

第4章 男女共同参画推進拠点施設(第20条)

第5章 長崎市男女共同参画審議会(第21条—第29条)

第6章 雜則(第30条)

附則

私たちのまち長崎市は、開港以来、貿易都市として発展しつつ異なる文化を受け入れ、さまざまな人びとと共に存し、その国際化を推進してきた。また、原子爆弾による惨禍から市民の英知と努力によつて復興を遂げ、国際平和文化都市として、世界の恒久平和を希求してきた。

平和とは、紛争や戦争のない状態だけをいうのではなく、すべての人が差別や抑圧から解放されることである。

日本国憲法では、個人の尊重と法の下の平等がうたわれており、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野での活動に共に参画できる健全な社会の構築が必要である。

しかし、社会における性別による差別及びそれに基づく固定的な役割分担意識を反映した制度又は慣行はいまだに根強く残つており、また、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等による社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女共同参画社会の実現は、緊急かつ重要な課題となつている。

こうした状況を踏まえ、本市においては、「ながさき男女共同参画都市宣言」を行うなど、多くの取組を行つてきたが、ここに、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、市、市民及び事業者の男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もつて男女共同参画社会を実現することを目的とする。

資料

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もつて男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 夫婦、恋人等の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接又は間接に性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができる。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、及び尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項において、健康と自らの決定が尊重されること。
- (6) 国際社会の動向に留意して、国際的な協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定又は実施に当たつては、市民及び事業者との交流、情報の交換その他の連携を行うものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に積極的に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保し、並びに職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境の整備に積極的に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第7条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号。以下「法」という。)第14条第3項の規定に基づき、長崎市男女共同参画計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定するに当たつては、あらかじめ市民及び長崎市男女共同参画審議会の意見を聞くものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、法第14条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供する等の方法により公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第8条 市は、第3条に規定する基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるため、広報広聴活動その他の適切な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興)

第9条 市は、市民があらゆる機会を通じて、男女共同参画についての関心と理解を深めることができるようにするため、学校教育その他あらゆる分野の教育における男女共同参画に関する教育及び学習の振興を図るための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、前項に規定する教育及び学習の振興を図るため、人材の養成に努めるものとする。

(市の政策決定過程への共同参画の推進)

第10条 市は、附属機関等の委員その他の構成員を選任するに当たつては、男女の比率が一方に偏らないよう努めるものとする。

(相談及び苦情の処理)

第11条 市長は、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画を阻害する要因による人権の侵害に關し、市民又は事業者から相談があつた場合には、関係機関又は関係団体と連携し、適切に処理するものとする。

- 2 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に關し、市民又は事業者から苦情があつた場合には、適切に処理するものとする。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、前項の処理に当たり、長崎市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(積極的改善措置への協力)

第12条 市は、市民及び事業者が積極的改善措置を講ずるために必要な情報の提供、相談、助言その他の協力をを行うものとする。

(出資法人等に対する男女共同参画の推進に関する措置)

第13条 市長は、市が出資その他財政支援等を行う団体のうち、市長が別に定めるものに対し、男女共同参画の推進に關し報告を求め、適切な措置を講ずるよう求めることができるるものとする。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第14条 市は、男女が共に家庭生活における活動と職業生活等における活動とを両立できるよう必要な支援を行うものとする。

(民間活動への支援)

第15条 市は、男女共同参画の推進のための活動を行う民間の団体に対し、当該活動に必要な情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(調査研究)

第16条 市は、男女共同参画の推進に關し必要な調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第17条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

- 第18条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。
- 2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシユアル・ハラスメントを行つてはならない。
- 3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行つてはならない。

(公衆に表示する情報の制限)

- 第19条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識を助長するような表現その他の男女共同参画を阻害するおそれのある表現を行わないよう努めなければならない。

第4章 男女共同参画推進拠点施設

(拠点施設)

- 第20条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設を設置するものとする。

第5章 長崎市男女共同参画審議会

(設置)

- 第21条 男女共同参画の円滑な推進を図るため、長崎市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第22条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
- (1) 第7条第1項に規定する基本計画に関する事項
 - (2) 第11条第2項に規定する苦情の処理に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する基本的事項及び重要事項

(組織)

- 第23条 審議会は、委員15人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であつてはならない。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験のある者
 - (2) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者

(3) 関係団体を代表する者

(4) 市民

3 市長は、前項第4号に掲げる委員の選任に当たつては、公募の方法により、これを行うものとする。

(平27条例40・一部改正)

(任期)

第24条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項第2号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、その職を離れたときは、前2項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

(平27条例40・全改)

(会長)

第25条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第26条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第27条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第28条 審議会の庶務は、市民局市民生活部において処理する。

(平20条例45・平23条例20・一部改正)

(運営事項の委任)

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

第6章 雜則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第11条第2項及び第3項、第5章並びに次項の規定は、同年12月1日から施行する。

附 則(平成20年12月19日条例第45号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年7月11日条例第20号)抄

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項から附則第12項までの規定は平成23年8月1日から、第2条の規定は平成24年4月1日から、第3条の規定は平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月30日条例第40号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する

長崎市男女共同参画推進条例施行規則

平成14年10月1日
規則第118号

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎市男女共同参画推進条例(平成14年長崎市条例第31号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情の申出)

第2条 条例第11条第2項に規定する苦情の申出をしようとする者は、苦情申出書(別記様式)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が苦情申出書によることができない特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(出資法人等)

第3条 条例第13条の市長が別に定める団体は、次のとおりとする。

- (1) 公益財団法人長崎市体育協会
- (2) 一般財団法人長崎市勤労者サービスセンター
- (3) 一般財団法人長崎ロープウェイ・水族館
- (4) 一般財団法人長崎市野母崎振興公社
- (5) 一般財団法人長崎市地産池消振興公社
- (6) 一般財団法人クリーンながさき
- (7) 長崎中央市場サービス株式会社
- (8) 長崎つきまち株式会社
- (9) 株式会社長崎高島水産センター
- (10) 社会福祉法人長崎市社会福祉事業団

(平16規則91・平17規則120・平18規則11・平18規則34・平19規則36・平21規則14・平24規則35・平25規則47・平26規則26・一部改正)

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第2条及び別記様式の規定は、同年12月1日から施行する。

附 則(平成16年12月28日規則第91号)

この規則は、平成17年1月4日から施行する。

附 則(平成17年9月22日規則第120号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月15日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第34号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日規則第36号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月23日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第35号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条中長崎市個人情報保護条例施行規則第3条第1項の改正規定、第2条中長崎市情報公開条例施行規則第10条第2号の改正規定及び第3条中長崎市男女共同参画推進条例施行規則第3条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年7月8日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第26号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式(第2条関係) 略

長崎市男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について、関係部局相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、長崎市男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画計画に基づく施策の推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(運営)

第4条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部長は、必要があると認めたときは、本部員以外の者に出席を求め、意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事会及びワーキンググループ)

第5条 本部に幹事会を置き、本部の運営について必要な事項を処理する。

- 2 幹事会を構成する幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充て、市民局市民生活部人権男女共同参画室長を幹事長とする。
- 3 幹事長は、必要があると認めるときは幹事会を招集し、これを主宰する。
- 4 幹事会にワーキンググループを置き、本部の運営について必要な事項を処理する。
- 5 ワーキンググループは、幹事長又は幹事が、その所属の職員のうちから指名する者をもって充てるものとし、幹事長が指名する市民局市民生活部人権男女共同参画室係長をそのマネージャーとする。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、市民局市民生活部人権男女共同参画室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

長崎市女性行政庁内推進会議設置要綱（昭和60年5月30日施行）は廃止する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年5月10日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年9月19日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年11月21日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務局企画財政部長
総務局総務部長
総務局理財部長
市民局市民生活部長
市民局原爆被爆対策部長
市民局福祉部長
市民局市民健康部長
市民局こども部長
市民局環境部長
経済局商工部長
経済局文化観光部長
経済局水産農林部長
建設局土木部長
建設局都市計画部長
建設局建築部長
消防局長
上下水道局長
議会事務局長
教育長

別表第2（第5条関係）

広報広聴課長
しごと改革室長
防災危機管理室長
総務局企画財政部都市経営室長
総務局企画財政部市民協働推進室長
総務局総務部人事課長
市民局市民生活部安全安心課長
市民局市民生活部人権男女共同参画室長
市民局福祉部高齢者すこやか支援課長
市民局福祉部障害福祉課長
市民局市民健康部地域保健課長
市民局こども部子育て支援課長
市民局こども部こども健康課長
市民局こども部幼児課長
市民局こども部こどもみらい課長
経済局商工部産業雇用政策課長
経済局文化観光部国際課長
経済局水産農林部水産振興課長
経済局水産農林部農業振興課長
建設局建築部住宅課長
教育委員会事務局教育総務部生涯学習課長
中央公民館長
教育委員会事務局学校教育部学校教育課長
教育委員会事務局学校教育部健康教育課長